

—五泉市からのお知らせ—

【午後8時以降も営業し、

酒類を提供している飲食店が対象です】

9月3日(金)0時から9月16日(木)24時まで

すべての期間、

営業時間を短縮していただくと

協力金が支給されます

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため

ご協力お願いします！！

※対象施設等、詳しくは、裏面をご覧ください。

—— 午後8時以降も営業されている飲食店の皆様へ ——

営業時間短縮にご協力ください

新潟県から、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮の協力要請が以下のとおり発出されました。この要請の対象となる施設を営み、時間短縮営業にご協力いただいた事業者を対象に協力金を支給します。

申請手続きについては、五泉市のホームページ等で改めてお知らせいたします。

1 要請期間	令和3年 9月3日(金)0時 から令和3年 9月16日(木)24時 まで (全14日間) ※感染状況によっては期間を変更することもあり得る
2 対象施設	食品衛生法に定める飲食店営業許可を取得し、客席等の飲食スペースを設けて営業している次の施設。 ただし、飲食スペースを持たない施設、特定の利用者のみの利用に供する施設等は対象外。 ①接待を伴う飲食店 【具体例】キャバレー、スナック、パブ、キャバクラ 等 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗 ②酒類を提供する飲食店 【具体例】居酒屋、レストラン、バー、カラオケ店 等
3 対象区域	五泉市全域 ※その他の地域については、県のホームページでご確認ください
4 要請内容	「にいがた安心なお店応援プロジェクト認証飲食店(申請中を含む)」以外 午前5時から午後8時までの時間短縮営業(酒類の提供は午後7時まで) ※従前より午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗は協力要請の対象外。 「にいがた安心なお店応援プロジェクト認証飲食店(申請中を含む)」 午前5時から午後9時までの時間短縮営業(酒類の提供は午後8時まで) ※従前の営業時間が午後8時を超え午後9時以内の場合は、午後8時までの時間短縮営業(酒類の提供は午後7時まで)。 ※従前より、上記の時間の範囲内で営業している店舗は協力要請の対象外。
5 協力金の支給要件	- 要請対象となる施設を営む法人又は個人事業主で、令和3年9月2日以前から営業実態があり、申請時点において営業を継続していること。 - 要請期間の14日間、全ての日において、経営する全ての対象施設が営業時間短縮の要請に全面的に協力いただくこと(1つでも要請に協力いただけない対象施設がある場合は支給対象外)。他

■協力金(1店舗あたりの支給額) ※申請受付開始 令和3年9月17日から(予定)

		確定申告等に基づく前年度又は前々年度の9月における 1日当たりの売上高		
		8万3333円以下	8万3333円～25万円	25万円を超える場合
中小企業者等	A 売上高による方法 (1日の売上高の3割)	35万円 2.5万円/日 × 14日間	35万円～105万円 2.5～7.5万円/日 × 14日間	105万円 7.5万円/日 × 14日間
	B 売上高減少額による方法	【計算式】 前年度又は前々年度と今年度の9月を比較した 1日当たり売上高減少額 × 0.4 × 14日間 【上限額】 280万円(20万円 × 14日間) 又は 前年度若しくは前々年度の9月の 1日当たり売上高 × 0.3 × 14日間のいずれか低い額		
	大企業 (売上高減少額による方法)			

お問い合わせ先 五泉市商工観光課 電話 0250-43-3911